

地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱

平成18年4月1日	総合行政ネットワーク運営協議会制定
平成26年4月1日	地方公共団体情報システム機構法附則第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム機構への承継に伴う改正
平成28年12月13日	文言修正
令和元年5月22日	改正
令和4年2月14日	ブリッジ認証局廃局に伴う改正

第1章 総則

(基本要綱の目的)

第1条 本基本要綱は、総合行政ネットワーク基本規程第3条第3項の規定に基づき設けられる地方公共団体組織認証基盤(以下「LGPKI」という。)の運営に関する基本事項並びに LGPKI を運営する者の役割及び責務を定め、もって地方公共団体等が安定的、経済的かつ合理的に電子行政サービスを提供することを目的とする。

(LGPKIの機能)

第2条 LGPKIには、地方公共団体が総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。)又はインターネットを使用して住民又は企業等に対し電子行政サービスを提供する際に、地方公共団体の組織の真正性を認証するための機能、地方公共団体が使用する Web サーバ等の真正性を認証するための機能並びに地方公共団体と LGPKI 以外の認証基盤を用いる外部の機関との間の相互認証を行うための機能を設ける。

第2章 基本事項

(LGPKIの運営体制)

第3条 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、LGPKIの運営に関する意思決定を行う。

2 機構が決定すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) この基本要綱の改正
- (2) 証明書ポリシー及び認証局運用規程(以下「CP/CPS」という。)の制定及び改正
- (3) 相互認証の開始及び終了
- (4) 認証局秘密鍵の危殆化時の対応
- (5) 災害発生等による緊急時の対応
- (6) その他 LGPKI の運営に関する重要な事項

3 総合行政ネットワーク全国センター(以下「LGWAN 全国センター」という。)は、登録局及び発行局を適正かつ効率的に維持管理する。

4 第8条に定める登録分局の設置及び廃止の承認は認証局最高責任者が行う。認証局最高責任者は、LGWAN 全国センターシステム部長を充てる。

第4条 (削除)

(電子証明書の利用者)

第5条 LGPKIが発行する電子証明書は、地方公共団体(財産区を除く。以下同じ。)総合行政ネットワーク基本規程第7条第2項の規定により LGWAN の機能の提供を受けることができることとされた団体(以下「機構承認団体」という。)及び LGWAN-ASP サービス提供者が利用することができる。

第3章 LGPKIを運営する者の役割及び責務

(LGWAN 全国センターの業務)

第6条 LGWAN 全国センターは、次の各号に定める業務を行う。

- (1) LGPKI の運営に関する事項の公表
- (2) 登録局及び発行局の統合的な企画及び維持管理
- (3) 電子証明書の発行申請、更新申請及び失効申請（以下「証明書発行等申請」という。）の審査及び登録の事務
- (4) 登録分局に対する定期又は随時の監査

（地方公共団体等への委任）

第7条 認証局最高責任者は、前条第3号に掲げる事務のうち、次の各号に掲げるものについて、地方公共団体のうち LGWAN への接続団体（以下「接続団体」という。）及び機構承認団体に委任することができる。

- (1) 自ら利用する証明書の発行等申請における実在性及び同一性の確認
- (2) 登録局への証明書発行等申請
- (3) 発行局が発行した電子証明書の利用者への配付

（登録分局の設置）

第8条 前条の規定により事務の委任を受けた接続団体及び機構承認団体は、当該事務を処理するために必要な機関（以下「登録分局」という。）を設ける。

2 登録分局を設置した接続団体及び機構承認団体（以下「登録分局設置団体」という。）は、別に定めるところにより、登録分局の担当職員の職名等を LGWAN 全国センターに届け出るとともに、登録分局の運営に必要な書類を管理しなければならない。

（登録分局設置団体に対する監査及び改善要求）

第9条 登録分局監査担当者は、登録分局設置団体に委任した事務が適正かつ円滑に実施されていることを確認するため、登録分局設置団体に対し、監査を実施することができる。

- 2 登録分局監査担当者は、監査を実施した結果、LGPKI の運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項を発見したときは、登録分局設置団体に対し、改善を要求しなければならない。
- 3 認証局最高責任者は、登録分局設置団体が改善の要求に応じない場合には、機構の決定を受け、当該登録分局が審査した申請にかかる電子証明書の発行を差し止め、又は既に発行されている電子証明書の利用を停止することができる。
- 4 認証局最高責任者は、直ちに電子証明書の発行を差し止め、又は利用を停止すべき差し迫った必要がある場合には、前3項に定める手続によらずにこれらの措置を行うことができる。

第4章 電子証明書の利用上の責任

第10条 電子証明書の利用に係る料金は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じて定める。

- (1) 登録分局設置団体 利用料は免除する。
- (2) LGWAN-ASP サービス提供者 別途定めるところにより利用料を課する。
- (3) その他 別途定める。

（免責）

第11条 機構は、LGPKI システムの不具合等の場合を除き、電子証明書の利用上、第5条に定める電子証明書の利用者及びその他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第5章 雑則

（LGPKI における可用性対策）

第12条 LGPKI においては、システム障害又は災害等の発生した場合であっても、認証情報の提供に重大な影響が生じないよう、必要な範囲でシステムの冗長化を行う。

附則

（施行期日）

第1条 この基本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等)

第2条 地方公共団体情報システム機構法附則第5条第1項に基づき、総合行政ネットワークを運営する主体についても、機構が継承するものとする。